

新旧対照表〔2022年11月1日実施〕

【対象のお客さま】

いいだのでんきM（関西D）
B I G L O B EでんきM（関西D）
U QでんきM（関西D）
じぶんでんきM（関西D）
グランパスでんきM（関西D）
モンストでんきM（関西D）
P o n t aでんきM（関西D）
J A FでんきM（関西D）
S K E 4 8でんきM（関西D）
A N AでんきM（関西D）
四季でんきM（関西D）
A R U H IでんきM（関西D）
ピクシブでんきM（関西D）
よみばでんきM（関西D）
でんきクラブカシマヤコースM（関西D）
グローバルポイントでんきM（関西D）
ペルソナでんきM（関西D）
ゆめカードでんきM（関西D）
P o n t aでんき2M（関西D）
めふきd eでんきM（関西D）J
めふきd eでんきM（関西D）A
N CでんきM（関西D）

■ でんき契約約款（関西電力・auEL）

改定前（旧）	改定後（新）
<p>3 定義</p> <p>(略)</p> <p>(14) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。</p> <p>(略)</p>	<p>3 定義</p> <p>(略)</p> <p>(14) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。</p> <p>(略)</p>
<p>附 則</p> <p>このでんき約款の実施期日</p> <p>このでんき約款は、2022年7月1日から実施いたします。</p>	<p>附 則</p> <p>このでんき約款の実施期日</p> <p>このでんき約款は、2022年11月1日から実施いたします。</p>

※「いいだのでんき」、「BIGLOBE でんき」、「UQ でんき」、「じぶんでんき」でのんきサービスをご契約のお客さまは、各んきサービスの料金表をご確認ください。

※「いいだのでんき」、「BIGLOBE でんき」、「UQ でんき」、「じぶんでんき」以外でのんきサービスをご契約のお客さまは、「でんき契約約款（関西電力・auEL）料金表」をご確認ください。

■ でんき契約約款（関西電力・auEL） 料金表（いいだのでんき）

改定前（旧）	改定後（新）
<p>11 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>(略)</p> <p>□ お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客様から auEL にその旨を申し出ていただいたときは、お客様からの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。</p> <p>なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。</p>	<p>11 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金卖価</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金卖価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金卖価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金卖価を定める告示（以下「納付金卖価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク卖価等を定める告示により定めます。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>(略)</p> <p>□ お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客様から auEL にその旨を申し出ていただいたときは、お客様からの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。</p> <p>なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。</p>
<p>12 燃料費調整</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p>	<p>12 燃料費調整</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p>

<p>(略)</p> <p><input type="checkbox"/> 燃料費調整単価</p> <p>(略)</p> <p>(Ⅰ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円を上回り, かつ, 40,700 円 以下の場合</p> <p>(略)</p> <p>(Ⅱ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 40,700 円を上回る場合 平均燃料価格は, 40,700 円といたします。</p> <p>燃料費調整単価 = $\left(\text{平均燃料価格} - 27,100 \text{ 円} \right) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p><input type="checkbox"/> 燃料費調整単価</p> <p>(略)</p> <p>(Ⅰ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円を上回る場合</p> <p>(略)</p>
<p>附 則</p> <p>この料金表の実施期日</p> <p>この料金表は, 2022 年 7 月 1 日から実施いたします。</p>	<p>附 則</p> <p>この料金表の実施期日</p> <p>この料金表は, 2022 年 11 月 1 日から実施いたします。</p>

■ でんき契約約款（関西電力・auEL） 料金表（BIGLOBE でんき）

改定前（旧）	改定後（新）
<p>11 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>(略)</p> <p>□ お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客様から auEL にその旨を申し出ていただいたときは、お客様からの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。</p> <p>なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。</p>	<p>11 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>(略)</p> <p>□ お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客様から auEL にその旨を申し出ていただいたときは、お客様からの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。</p> <p>なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。</p>
<p>12 燃料費調整</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>(略)</p> <p>□ 燃料費調整単価</p> <p>(略)</p> <p>(□) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円を上回り、かつ、40,700 円</p>	<p>12 燃料費調整</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>(略)</p> <p>□ 燃料費調整単価</p> <p>(略)</p> <p>(□) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円を上回る場合</p>

<p>以下の場合</p> <p>(略)</p> <p>(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 40,700 円を上回る場合 平均燃料価格は、40,700 円といたします。</p> <p>燃料費調整単価 = $(\text{平均燃料価格} - 27,100 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>附 則</p> <p>この料金表の実施期日</p> <p>この料金表は、2022 年 7 月 1 日から実施いたします。</p>	<p>附 則</p> <p>この料金表の実施期日</p> <p>この料金表は、2022 年 11 月 1 日から実施いたします。</p>

■ でんき契約約款（関西電力・auEL） 料金表（UQ でんき）

改定前（旧）	改定後（新）
<p>12 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定にもとづき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>(略)</p> <p>□ お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客様からauELにその旨を申し出ていただいたときは、お客様からの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。</p> <p>なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p>	<p>12 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定にもとづき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>(略)</p> <p>□ お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客様からauELにその旨を申し出ていただいたときは、お客様からの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。</p> <p>なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p>
<p>13 燃料費調整</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>(略)</p> <p>□ 燃料費調整単価</p> <p>(略)</p> <p>(□) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,100円を上回り、かつ、40,700円</p>	<p>13 燃料費調整</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>(略)</p> <p>□ 燃料費調整単価</p> <p>(略)</p> <p>(□) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,100円を上回る場合</p>

<p>以下の場合</p> <p>(略)</p> <p>(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 40,700 円を上回る場合 平均燃料価格は、40,700 円といたします。</p> <p>燃料費調整単価 = $(\text{平均燃料価格} - 27,100 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>附 則（実施期日）</p> <p>この料金表は、2022 年 7 月 1 日から実施いたします。</p>	<p>附 則（実施期日）</p> <p>この料金表は、2022 年 11 月 1 日から実施いたします。</p>

■ でんき契約約款（関西電力・auEL） 料金表（じぶんでんき）

改定前（旧）	改定後（新）
<p>11 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>(略)</p> <p>□ お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客様から auEL にその旨を申し出ていただいたときは、お客様からの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。</p> <p>なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。</p>	<p>11 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>(略)</p> <p>□ お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客様から auEL にその旨を申し出ていただいたときは、お客様からの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。</p> <p>なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。</p>
<p>12 燃料費調整</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>(略)</p> <p>□ 燃料費調整単価</p> <p>(略)</p> <p>(□) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円を上回り、かつ、40,700 円</p>	<p>12 燃料費調整</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>(略)</p> <p>□ 燃料費調整単価</p> <p>(略)</p> <p>(□) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円を上回る場合</p>

<p>以下の場合</p> <p>(略)</p> <p>(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 40,700 円を上回る場合 平均燃料価格は、40,700 円といたします。</p> <p>燃料費調整単価 = $(\text{平均燃料価格} - 27,100 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>附 則</p> <p>この料金表の実施期日</p> <p>この料金表は、2022 年 7 月 1 日から実施いたします。</p>	<p>附 則</p> <p>この料金表の実施期日</p> <p>この料金表は、2022 年 11 月 1 日から実施いたします。</p>

■ でんき契約約款（関西電力・auEL） 料金表

改定前（旧）	改定後（新）
<p>11 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>(略)</p> <p>□ お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客様から auEL にその旨を申し出ていただいたときは、お客様からの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。</p> <p>なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。</p>	<p>11 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>(略)</p> <p>□ お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客様から auEL にその旨を申し出ていただいたときは、お客様からの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。</p> <p>なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。</p>
<p>12 燃料費調整</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>(略)</p> <p>□ 燃料費調整単価</p> <p>(略)</p> <p>(□) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円を上回り、かつ、40,700 円</p>	<p>12 燃料費調整</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>(略)</p> <p>□ 燃料費調整単価</p> <p>(略)</p> <p>(□) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円を上回る場合</p>

<p>以下の場合</p> <p>(略)</p> <p>(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 40,700 円を上回る場合 平均燃料価格は、40,700 円といたします。</p> <p>燃料費調整単価 = $(\text{平均燃料価格} - 27,100 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>附 則</p> <p>この料金表の実施期日</p> <p>この料金表は、2022 年 7 月 1 日から実施いたします。</p>	<p>附 則</p> <p>この料金表の実施期日</p> <p>この料金表は、2022 年 11 月 1 日から実施いたします。</p>